

平成23年度 第3回かすみがうら市地域公共交通会議 会議録

- 1 日 時 平成24年1月17日(火) 14時30分から15時10分
- 2 場 所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 防災センター2階研修室
- 3 議 案
- ・報告第1号 シャトルバス及びデマンド型乗合タクシーの実証運行状況について
 - ・議案第1号 地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価(案)について
 - ・議案第2号 平成24年度かすみがうら市地域公共交通運行計画(案)について
- 4 出席者
- ・かすみがうら市長 宮嶋 光昭
 - ・関東運輸局茨城運輸支局 泰間 隆
 - ・関東運輸局茨城運輸支局 大森 勝(代理出席)
 - ・茨城県企画部企画課交通対策室 寺門 利幸
 - ・茨城県土浦警察署交通課 鈴木 久
 - ・関鉄グリーンバス(株) 長津 博樹
 - ・関鉄観光バス(株) 佐藤 節男
 - ・(有)千代田タクシー 染谷 雄一郎
 - ・(有)美並タクシー 白井 忠
 - ・特定非営利活動法人 エンゼルハート会 古川 清
 - ・霞ヶ浦交通(株) 島田 豊
 - ・(有)神立観光 斉藤 日出夫
 - ・(有)鶴観光バス 鶴町 乙比古
 - ・茨城県ハイヤー・タクシー協会 木本 信夫(代理出席)
 - ・かすみがうら市区長会 安田 秀徳
 - ・かすみがうら市老人クラブ連合会 鈴木 和夫
 - ・かすみがうら市商工会 真藤 実男(代理出席)
 - ・土浦市都市整備部 東郷 和男
 - ・かすみがうら市市長公室 島田 昌男
 - ・かすみがうら市総務部長 山口 勝徑
 - ・かすみがうら市保健福祉部長 竹村 篤
 - ・かすみがうら市土木部長 大川 博(代理出席)

【欠席委員7名】

【事務局】

市長公室企画課 雨貝 高雄
久保庭 則夫
越渡 貴之
長谷川 志保

5 議事の経過

【事務局】 それでは平成 23 年度第 3 回かすみがうら市地域公共交通会議を始めさせていただきます。はじめに、委員の変更についてご報告申し上げます。市役所の配置転換によりまして、総務部長の山口が変わっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、会長であります宮嶋市長からご挨拶を申し上げます。

【会長】 あらためまして、みなさんこんにちは。本日はお忙しい中、平成 23 年度第 3 回かすみがうら市地域公共交通会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、皆さまには、日頃より交通会議を始めとしまして、市政運営に対し、ご支援ご協力をいただいておりますこと、あらためてこの場をお借りしまして感謝申し上げます。

さて、本日の会議は、乗合タクシー及びシャトルバスの実証運行状況についてご報告させていただくとともに、本年度事業の事後評価及び次年度の運行計画（案）についてご協議いただきたく開催をさせていただきました。

今回の運行計画（案）につきましては、次年度からの本格運行のベースになりますので、よりよい交通体系の確立に向けて、委員の皆様から忌憚の無いご意見を承れればと思います。誠に簡単ではございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは議事に入らせていただきます。お手元の次第に沿って進めさせていただきます。議事の進行につきましては、設置要綱第 7 条の規定により、会長にお願いいたします。

【議長】 要綱の規定により議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

報告第 1 号「シャトルバス及びデマンド型乗合タクシーの実証運行状況について」

【議長】 それでは、報告第 1 号「シャトルバス及びデマンド型乗合タクシーの実証運行状況について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 一資料「報告第 1 号 シャトルバス及びデマンド型乗合タクシーの実証運行状況について」に基づき説明—

【議長】 ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ありますか。

【委員】 一質疑等なし—

【議長】 実績値ですので、よろしくお願いいたします。次に移りたいと思います。

議案第 1 号「地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価（案）について」

【議長】 議案第 1 号「地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価（案）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 一資料「議案第 1 号 地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価（案）について」に基づき説明—

【議長】 ただいま説明のありましたことにつきまして、ご意見ご質疑等を受けたいと思います。

【委員】 一質疑等なし—

【議長】 それでは、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【委員一同】 異議なし。

【議長】 それでは、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。

議案第 2 号「平成 24 年度かすみがうら市地域公共交通運行計画（案）について」

【議長】 議案第 2 号「平成 24 年度かすみがうら市地域公共交通運行計画（案）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 一資料「議案第 2 号 平成 24 年度かすみがうら市地域公共交通運行計画（案）について」に基づき説明—

- 【議長】 ただいま説明のありましたことにつきまして、ご意見ご質疑等を受けたいと思います。
- 【委員】 広域バスについては、前回県から提案があったものかと思いますが、現在「玉造駅」という表現はないですね。2点目、今度は霞ヶ浦庁舎が乗継拠点となるのですか。というのは、庁舎の屋根が短いので、雨除け風除けにならず、場合によっては停留所・待合施設を用意しなくてはいけないのかなと思うのですが。3点目、霞ヶ浦庁舎から田伏方面は道路が悪いですが、整備はどうなのですか。4点目、行方市との調整は終わっているのですか。
- 【議長】 広域バスについて4点ありましたが、順次説明をお願いします。
- 【事務局】 「玉造駅」という表記は、現時点での分かりやすい表記ということで、最終的なものではございません。これから最終的なものを決定していくことになります。
- 【委員】 霞ヶ浦庁舎は、今までの乗継拠点であったあじさい館に代わるものなのですか。
- 【事務局】 代わるものではなく、追加になります。
- 【委員】 雨の日などは、廂が狭くて乗継のお客さんがかわいそうだと思うのですが。庁舎内に入れてくれるのですか。
- 【議長】 あじさい館と霞ヶ浦庁舎と両方停まるのですよね。
- 【事務局】 両方停まります。
- 【議長】 あじさい館で乗り降りしたい方はあじさい館で乗り降りすれば良いですし、どちらも選択できるということですが。
- 【委員】 霞ヶ浦庁舎を見てきましたが、風の吹き込みに乗客は嫌になってしまうのではないのでしょうか。小屋を作ってくれとは言いませんが、雨除けぐらいもう少し大きくなるのではないのでしょうか。
- 【事務局】 これにつきましては、利用者の方が不憫にならないように方策を検討したいと思います。庁舎も開いておりますので、中で待ついただくことは可能かと思えます。
- 【委員】 朝も鍵は開いているのですか。
- 【事務局】 乗合タクシーとシャトルバスの朝の乗継は7時前後になるかと思いますが、庁舎は警備員が居りますし、鍵の心配はないかと思えます。雨除けの件につきましては、現場を確認しながら調整させていただきたいと思えます。
- 【委員】 そうでなければ、沿線に待合施設を設置するのかと思って見てきたのですが。それから、庁舎から田伏方面の道路が悪いですね。あと、行方市は何て言っているのですか。
- 【委員】 (県企画課交通対策室) 行方市ともお話をさせていただいて、基本的には了解いただいております。具体的に何時にするとか、場所をどこにするとかということは今後の話になります。
- 【議長】 まだ、バス停については決まっていないのですよね。施設に寄れるかどうかも分からないのですよね。
- 【事務局】 路線バスになりますので、なるべく便利のように考えていきたいと思えます。
- 【議長】 逆に雨除けができるようなところをバス停にすればよいのかもかもしれませんが、それはこれから決めていくということです。ただし、路線については玉造から土浦駅の一本になり、市内観光シャトルバスは運行を廃止したいという案になります。
- 【議長】 ほかにございませんか。
- 【委員】 運行事業者の選定方法はということなのですか。
- 【事務局】 運行事業者の選定方法については、所謂一般的な入札という方法もありますが、お金だけの話ではなく、サービスのやり方などについて提案を受けながら業者を選定していきたいということです。プロポーザルといいまして、事業に対していろいろな提案をいただいて進めていきたいと考えております。
- 【議長】 これについては、4月の公共交通会議に諮るのですか。
- 【事務局】 4月までには事業者を決定させていただいて、新たな運行計画を運輸局と調整しなければ間に合いませんので、事業者の選定については事務局で行わせていただきたいと思います。ただし、選定方法についてはプロポーザルを採用するということです。
- 【議長】 ほかにございませんか。

【議長】 乗合タクシーについては霞ヶ浦地区から千代田庁舎、千代田地区から霞ヶ浦庁舎に行けるようになるということです。料金は、1乗車400円で、65歳以上、障害者及び介添者並びに高校生以下が200円になるということで改定を行いたいということです。それと、運行時刻について土曜日の8時が追加になるということです。

平成22年10月から1年半の試行運行を行いまして、県の広域バスが平成24年の6月から運行されるので、それに合わせて4月ではなく6月から新しい運行方式になるということです。土浦駅シャトルバスについては、県との共同事業のようなかたちで、1日5往復のうち、1往復をかすみがうら市が、4往復を県の広域バスが受け持つということになります。大きな変更点は以上のようなことになりますが、何かございませんか。

【委員】 一質疑等なし

【議長】 無ければ、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【委員一同】 異議なし。

【議長】 それでは、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

【議長】 以上で議事は終了いたしました。そのほかに何かございませんか。

事務局では何かありますか。

無ければ、以上で閉会させていただきます。委員の皆さまにおかれましては、お忙しいところご協力ありがとうございました。